

孫の教育費なら軽減減

日本の景気がなかなか回復しない大きな理由の一つは、高齢者の世帯にたまった巨額の貯蓄資金の存在がある。この貯蓄の多くが消費に回ることなく、相続されることになる。将来に不安を抱えた高齢者の方々が貯蓄をするのは自然なことではあるが、その結果として日本の景気は振るわない。

高齢者の持っている資金が少しでも回るように、ということでも考えられたのが、孫の教育資金への拠出については贈与税を軽減しようとする税制措置である。孫のための信託口座を開設し、そこに祖

伊藤 元重

機構開発研究所 理事  
東大教授

父母がお金を振り込めば、ある額まで贈与税がかからない。そのお金は孫の将来の教育関連費に利用することが可能である。

預貯金として滞留している高齢者の資金を動かすという意味でも、そして子供たちの教育への支出を増やすという意味でも、この制度は優れていると思う。教育に

貯蓄資金生かす制度を

ついで何でも政府に期待するといふのではなく、自分たちの持っているお金を活用するということの意義も大きい。

こうした口座開設の制度は、祖父母と孫の間だけ、あるいは教育費だけに限定する必要はない。より広範囲の分野で貯蓄資金をつま

く活用できるような制度設計を進める必要がある。

たとえば教育費であるが、子供が来た夫婦は子供たちが高校や大学に通うときのために一生懸命に貯蓄する。この貯蓄を非課税などの形で優遇すればよい。子供の将来の教育支出だけに使える口座を開設し、そこに貯蓄したときに

はいろいろな税の優遇措置を設けるのだ。利子の非課税でもよいし、場合によっては所得税の所得控除という便益を与えても良い。国民

が自分の金をより有効に子供の教育に使えるように支援するということだ。こうした制度の意義は、過度に

公的支出に依存することを避けるためだ。高校や大学の授業料を安くすることは、税などによる財源の負担を重くする。それよりは、

資金的に余裕のある国民には自分の資金を利用して子供の教育支出を賄うことを支援した方がよい。もちろん、所得の低い家庭に対する公的な教育支援は必要だ。しかし、国民すべての高等教育を税金で賄ってあげる必要はない。

医療負担に備えた口座

医療費についても同じような議論ができる。いざという時のために、医療費への準備をしておくことは重要だろう。すべてを公的保険制度に頼るわけにはいかない。現実にも、医療費の自己負担分が

あることを考えれば、それに国民が備えることを奨励することが重要だ。

国民がそれぞれ医療口座を持てるようにすればよい。そこに入れたお金は医療や介護などにしか使えない。ただ、その口座への貯蓄については、いろいろな形で税の優遇措置をつけてやればよいのだ。医療のコストをすべて公的な保険でカバーするのではなく、一部の低所得者を除いた人については、自分の貯金をより有効に医療費に活用できるような制度を整備すればよい。一人ひとりの国民が自分の健康を自分で守るという意識を高める意味でも、医療貯蓄口座の創設を検討したらどうだろうか。

\*この記事は静岡新聞社編集局調査部の許諾を得て転載しています。